

第 3 次

近江八幡市子ども読書活動推進計画



移動図書館サービス はちっこぶっく号



中央公民館講座「親子水鳥観察会」
読書コーナー



就学前施設における 読み聞かせ



本との出会いを楽しもう POP コンクール

令和 6 年（2024 年）3 月
近江八幡市教育委員会

はじめに

近年、グローバル化の進展や技術革新により、社会構造は大きく変化し、予測が困難な時代になってきました。また、情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にあり、あらゆる分野の多様な情報に触れることが容易になる中で、大人も子どもも、言葉や文字の表現に希薄な状況もみられます。

このような社会の中、子どもたちには、豊かな人間性や、自ら学び考え、課題を発見し、解決していく力「生きぬく力」を育むことが求められています。

この「生きぬく力」を育むために、今こそ注目したいのは、「読書」です。「読書」は、思考力や表現力を養い、豊かな感性と創造力、コミュニケーション能力の基礎などを培うものであるとともに、読むこと自体の楽しさ、それによる充実感、満足感を体験することで、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング（※1）につながるものと考えます。

このような社会の状況を鑑み、第3次近江八幡市子ども読書活動推進計画を策定するにあたって、着目した視点は、次の2つです。

1つは、「読書環境づくり」です。子どもたちが魅力的な本に出会い、本に親しみ楽しむための支援として、あらゆる機会をとらえたきっかけづくりと、そのために必要な活動や環境を推進していくこと。もう1つは、「心を育む」という視点です。読書量の多少だけに注目するのではなく、読書体験から得ることのできる、癒しやエンパワメント、そして自己の洞察や自分自身の成長につながる生涯学習の視点を大切に読書活動の推進をしていくことです。

本計画が、日頃子どもたちの読書活動に携わっている関係者や、ボランティアの方々はもちろんのこと、子どもの健やかな成長を願うすべての市民にとって、有意義なものとなり、何よりもすべての子どもたちのより豊かな人生になるための道標になることを期待しております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力いただいた「第3次近江八幡市子ども読書活動推進計画」推進委員の皆様に深く感謝申し上げます。

令和6年（2024年）3月

近江八幡市教育長 大喜多 悦子

※1 ウェルビーイング：「well-being」

- ・より包括的で、個人のみならず、個人をとりまく「場」が持続的によい状態であること。
- ・身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを意味する。

目次

第1章	第2次計画期間における取組と進捗について	1
	1. 国及び滋賀県の動向と社会情勢	
	2. 第2次計画について	
	3. 第2次計画〔指標〕の達成状況について	
第2章	子どもの読書状況と第2次計画取組の成果と課題	5
	1. 成果について	
	2. 課題及びこれからに向けて	
	3. 子どもの読書活動に関するアンケートから見た現状と課題	
第3章	第3次計画の基本的な考え方について	17
	1. めざす姿	
	2. 基本目標	
	3. 計画方針	
	4. 計画を推進する期間	
	5. 計画の体系	
第4章	計画推進のための方策	19
	1. はじめる読書	
	2. 広げる読書	
	3. 続ける読書	
	4. つながる読書	
第5章	計画の実現に向けて	25
	1. 推進体制	
	2. 指標の設定	
参考資料		27
	近江八幡市子ども読書活動推進委員会設置要綱	
	子ども読書活動の推進に関する法律	
	文字・活字文化振興法	
	計画策定の経過	
	近江八幡市子ども読書推進計画策定委員名簿	

第1章 第2次計画期間における取組と進捗について

1. 国及び滋賀県の動向と社会情勢

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代において、子どもたちには、自分の良さや可能性を認識するとともに、互いに尊重し合い、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められます。

こうした子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力を養う読書活動の推進は不可欠と言えます。

子どもたちは、読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができ、また、子どもたちが自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる探求心や真理を求める態度が培われます。

また、読むこと自体の楽しさ、それによる充実感、満足感を体験することで、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイングにつながるとともに、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待されます。このことから、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があると考えます。

子どもの読書活動の目安として、不読率が挙げられます。不読率とは、1か月の間に1冊も本を読まなかった子どもの割合を示します。子どもの読書活動において、文部科学省は、第五次子ども読書活動の推進に関する基本的な計画に、不読率の数値目標を以下のように提示しています。

<不読率>

不読率 国目標 令和4年度末までに不読率:

小学生以下2%以下、 中学生 8%以下、 高校生 26%

不読率の実態

R4年度 国:	小学生6.4%	中学生18.6%	高校生 51.1%
R4年度 県:	小5年 5.0%	中学生 12.3%	高校生 42.9%
R5年度 市:	小2年9%、小6年13%	中2年 23.9%	高校生 ー

子どもの不読率について、国の実態は、目標を達成していない状況にあります。また、本市においても、小・中学校の不読率は、国や県の結果に比べると、かなりの開きが見られます。

小中学生の読書機会として、朝読書や読み聞かせ等の機会は、学校生活に定着しつつあり、読書との接点が毎日あるはずですが、しかし、調査で「本を読んでいるか」と問われると、「読んでいない」と回答していることとなります。このことから、子どもが読書に向かう時、主体的か否かが不読率に影響があるのではないかと考えられることから、回答の背景を読み解く必要があると考えます。また、不読率の低減を目指すためには、これまで以上に子どもたちがあらゆる機会を通して、読んでみたくする本と良い出会いができることが重要だと考えます。

2. 「第2次近江八幡市子ども読書推進計画」について

平成31年度～令和5年度の5年間、第2次近江八幡市子ども読書活動推進計画において、「心豊かに生きる力をつける読書習慣の確立と読書活動の充実」を基本目標とし、本市における子どもの読書活動を推進する取組を実施してきました。

本市では、子どもの読書活動に関する施策の推進を図るため、「近江八幡市子ども読書活動推進委員会」を設置しています。この「近江八幡市子ども読書活動推進委員会」において、年1回の点検と評価を行い、推進方法が適切であるかを検証しています。

近江八幡市第2次子ども読書活動推進計画の施行期間は、平成31年度（2019年）から令和5年度（2023年度）の5年間で、以下のような基本目標のもと、推進してきました。

<第2次子ども読書推進計画>

【基本目標】

「心豊かに生きる力をつける読書習慣の確立と読書活動の充実」

近江八幡市が掲げる「早寝・早起・あさ・し・ど・う」に関わって、子どもが本を好きになり、読書習慣を身につける中で、豊かな心を育み学びの礎を確立していくことを目指す。

【基本方針】

第2次計画でめざす子どもの姿を、「大切にしたい4つの読書活動」とし、各家庭、地域、校園所等において、日常的に読書活動に取り組んでいけるようにする。

	めざす姿
(1) 続ける読書	本に関わる経験の積み重ねや日常的な読書習慣が定着する。
(2) 学べる読書	知りたいこと・調べたいことを解決しようとする。
(3) つながる読書	本を通じて人や社会・地域とつながろうとする。
(4) 心あそばせる読書	本や読書活動を通じて豊かな感性・想像力・表現力が育つ。

【計画策定に関わる法律】

- ・子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）
- ・文字・活字文化振興法（平成17年7月29日法律第91号）

3. 第2次計画〔指標〕の達成状況について

第2次子ども読書活動推進計画の指標は、8項目の設定があります。この8項目の指標に基づき、平成31年度～令和5年度の5年間における、各指標の達成状況をまとめました。

＊以下の表は、「2022年度実績値」と「2023年度目標値」の比較です。

指標の達成状況は、「達成率」の欄に、3段階で評価を記入しています。

〔◎…目標値を達成している、○…おおむね目標値を達成している、△…未達成〕

指標名		現状実績	第2次目標		推進機関
		2022年度	2023 年度	達成率	
①学校司書の配置の割合	小・中学校	30%	50%	△	小・中学校 学校教育課
②1 か月に1冊以上本を 読んだ子どもの割合	小学校	93.5%	100%	○	小学校 学校教育課
	中学校	90.5%	90%	◎	中学校 学校教育課
	高等学校	57.6%	80%	△	高等学校
③家で10分以上の読書を 継続している子どもの割合	園・所	—	—		生涯学習課
	小学校	小4 36% 小5 32.6% 小6 31.0%	90%	△	
	中学校	中1 18.7% 中2 17.4% 中3 14.1%	70%	△	
	高等学校	—	55%	—	
④就学前施設での 1人当たり 年間貸し出し冊数	園・所 (公私立)	13.2冊	25冊	△	幼稚園 こども園 保育所・園 幼児課
⑤学校図書館での 1人当たり年間貸出数	小学校 (公立)	9.7冊 (4～12月)	24冊	△	小学校 学校教育課
	中学校 (公私立)	1冊	6冊	△	中学校 学校教育課
⑥図書館での児童書の1人 当たり年間貸出冊数		15冊	17冊	△	図書館

		現状実績	第 2 次目標		
指標名		2022年	2023 年	達成率	推進機関
⑦図書館と連携を実施している校園所の数（私立学校、民間施設を含む）	園・所 （公私立）	72%	100%	△	幼稚園 こども園 保育所・園 幼児課
	小学校 （公立）	100%	100%	◎	小学校 学校教育課
	中学校 （公私立）	100%	100%	◎	中学校 学校教育課
	高等学校 （公私立）	—	100%	—	高等学校
⑧読書活動に関わる研修会の実施や参加	園・所 （公私立）	96%	100%	○	幼稚園 こども園 保育所・園 幼児課
	小学校 （公立）	40%	100%	△	小学校 学校教育課
	中学校 （公立）	40%	100%	△	中学校 学校教育課
	高等学校 （公立）	—	100%	—	高等学校

第2章 子どもの読書状況と第2次計画の成果と課題

第2次計画における基本方針をもとに、本市における子どもの読書活動を推進する取組の成果と課題を挙げるにあたり、関連する指標を、(指標○)で記載しています。

1. 成果について

〔読書環境について〕

- ・どの園所においても、幼児が生活の中で絵本と出会う機会が持てるよう、日々の保育の中で絵本の読み聞かせを取り入れてきました。また、園で本の貸出サービスや、保護者による絵本の読み聞かせ、研修会などの取組をしているところもあります。コロナ禍により一時中断していた時期もありましたが、徐々に平常の読書の取組に戻りつつあります。また市の事業(令和3~5年度)による「絵本に囲まれて育つ子ども推進事業」で絵本の購入ができたことと、市立図書館からは、まだ使える定番絵本を市内のすべての公私立各園所に譲渡する取組があったことから、園所の蔵書が充実しました。(指標④⑦)
- ・移動図書館車が園所に行くことで、子どもたちの絵本にふれる機会が増えるとともに、市立図書館司書によるおはなし会を開催することで、子どもたちの絵本への興味関心が高まりました。(指標④⑦)
- ・小中学校に、令和5年度には、学校司書を市内で5名配置したことにより、各学校図書館の施設整備と読書環境の向上が見られます。司書教諭、図書館教育主任、学校司書が連携して、多くの学校で、読書活動を取り入れた授業づくりが展開されています。(指標①⑤)
- ・「子ども読書活動推進委員会」を立ち上げ、学校図書館、市立図書館、関係課の担当者が集まり、意見交換をしながら、家庭における読書活動を推進してきました。また、「子ども読書推進研修会」を、令和4年度は図書館と生涯学習課の合同開催、令和5年度は学校教育課と生涯学習課の合同で、研修会を開催し、教職員、学校司書、ボランティア団体等の読書に対する意識の向上を図りました。(指標⑧)
- ・「読んでみようと思える本が学校図書館にある」をコンセプトに、学校司書が学校図書館にある本から選書して読書啓発ポスターを作成し、読書啓発を行いました。このポスターの掲示や「家読」リーフレットの配布を通して、読書の習慣化を図りました。(指標②③⑤)
- ・多くの小中学校で「朝読書」の継続した取組が実施されています。朝読書の定着後の次の目標は、「読書の質」について、目を向けていくことだと考えます。(指標②⑤)
- ・蔵書検索システムの導入により、市立学校間の蔵書検索が可能となったことで、学校間の貸出を行い、各校で図書を活用した授業に取り組む機会が増えました。(指標⑤⑧)

〔家庭、校園所、図書館、地域の連携に関して〕

- ・市立図書館では、令和3年度から「はちっこぶっく号」、令和5年度から「はちっこぶっく号ミニ」を導入しました。図書館から遠く、来館が困難な市民に対し読書の機会を保障するため、市内コミュニティセンターや図書館から遠い校園、商業施設等において貸出サービスを実施し、新たな読書推進を図れるよう取り組みました。(指標⑥⑦)

- ・市立図書館の乳幼児へのサービスとして、ブックスタート^(※2)事業、定例おはなし会の開催、出張おはなし会を積極的に活用し、本に親しむ機会を作ってきました。(指標④⑦)

2. 課題及びこれからに向けて

〔読書環境について〕

- ・就学前施設の園所長への聞き取りにおいて、読書への親の関心の差が大きいと感じておられることがわかりました。(指標④)
- ・読書啓発に関しては、子どもにはもちろんのこと、保護者にも積極的に「本の世界のおもしろさ」を発信する必要があります。(指標⑧)
- ・子どもに関わる全ての大人が、子ども読書の大切さについての理解を深めていくことも大切です。教職員や司書の研修と、学校と地域のボランティア団体が連携した読書の取組を進めていくことが、子ども読書の推進へとつながっていくものと考えます。(指標⑧)
- ・子どもにとって、まだまだ図書館が気軽に立ち寄れる場所になっていないということが考えられます。どの年代においても、本との出会い方を工夫して、自分のニーズに合わせた読書を取り入れられるよう、読書の環境づくりを大切にしていく必要があります。(指標④⑤⑥)
- ・不読率が高い理由に、「読みたい本」がわからない児童生徒が多いことが考えられます。授業を通して図書館に足を運ぶ機会を増やしたり、本に出会うきっかけをつくったりすることが必要です。(指標②⑤)
- ・多忙な生活スタイルの中・高校生には、教師や司書教諭、学校司書による本の紹介を、今後も継続していく必要があります。(指標②⑦)
- ・どの年代にとっても、図書館をはじめ、子どもを取り巻く本の環境が子どもにとって魅力的なものになる工夫が必要です。(指標①②③④⑤⑥⑦⑧)

〔家庭、校園所、図書館、地域の連携に関して〕

- ・読書へのきっかけづくりの一つとして、さまざまな体験活動とタイアップするということが有効です。体験したことから、「もっと知りたいな」「読んでみたいな」と、子どもたちに読書のきっかけが生まれるよう、工夫していくことが大切です。(指標①②③④⑤⑥⑦⑧)
- ・乳幼児期からの読み聞かせや幼少期の読書体験など、学齢期に達するまでの本との触れ合いを大人が設定していくこと、そして、学校や地域において、ブックトークやビブリオバトルなどの、読書に興味を持てる取組を増やしていくことにより、子どもたちの生涯における読書活動が息づいていくものと考えます。(指標①②③④⑤⑥⑦⑧)
- ・子どもの読書を支援する側の教職員や司書の指導力向上に取り組むことが必要です。(指標①⑧)

※2 絵本を介して赤ちゃん和家人のコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語活動と豊かな心を育てるため、4 か月健診時に赤ちゃん絵本を手渡し、読み聞かせの大切さを伝える活動。

〔その他について〕

- ・社会の荒波を生きぬく力が求められる現代において、人間関係構築の難しさを感じている子どもも少なくありません。「心が育つ」ことに視点を置き、心の安定や自立につながる読書活動が求められています。(指標②③④⑤⑥)
- ・電子書籍とバリアフリー図書に関しては、さまざまな状況の方に本を届けるために、今後、本市の需要の把握に努め、対応について検討をしていく必要があります。あわせて、ボランティア組織の体制づくりや研修の機会づくりに取り組む必要があります。(指標⑧)

3. 子どもの読書活動に関するアンケートから見た現状と課題

子どもの読書活動の推進に関する法律の第2条に「子どもとはおおむね18歳以下の者をいう。」と明記されているため、「近江八幡市子ども読書推進計画」についても18歳以下の子どもを対象にしています。それらの対象年齢のうち、今回は小学校から高等学校までの児童・生徒(6歳～18歳)及び、こども園、幼稚園、保育園(所)に通う4歳児に焦点をあて、読書活動における実態調査を実施しました。

(1) アンケートの概要

<調査の目的>

市内の子どもの読書に関する現状を把握するために実施するものであり、「近江八幡市子ども読書推進計画」策定の基礎資料を得ることを目的としています。

	対象の人数(人)	回答数(人)	回答率(%)	学校数 (私立学校含む)
4歳児保護者	652	230	35.2	24所
小学2年生	727	642	88.3	12校
小学6年生	731	640	87.6	12校
中学2年生	872	722	82.7	5校
高校2年生	学年の約50%	705		4校

<調査対象>

- ・市内こども園、幼稚園、保育園(所)に子どもが通う4歳児保護者
- ・市内全小学2年生、小学6年生、中学2年生の児童・生徒
- ・高校生は、八幡高等学校2年生の50%、八幡商業高等学校2年生の50%、八幡工業高等学校2年生の50%、近江兄弟社高等学校2年生の50%が回答。

<調査期間>

令和5年5月8日(月)～6月9日(金)

<調査方法>

- ・小中高校では、オンラインでアンケートを実施、データで回収
- ・園所では、保護者宛調査協力依頼文に2次元バーコードを添付して、オンラインで任意回答、データで回収

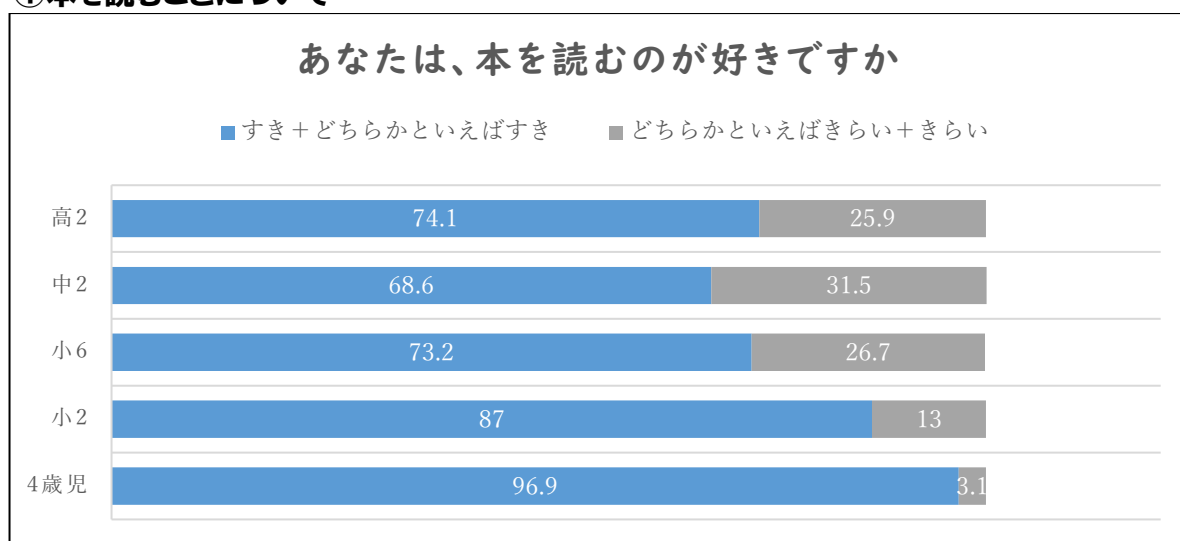
＊5年前の調査は、紙面回答であるのに対して、今回の調査はオンラインで実施しました。

＊4歳児保護者の回答は、依頼文書から2次元バーコードを読み取る形式で任意での回答としたため、読書に関心が高い保護者が積極的に調査に協力し、その傾向が濃く反映されていると考えられます。

＊高校2年生の回答は、市内の高校に在籍する2年生の約半分の回答していることから、回答した生徒は、本市在住だけでなく、他市在住の生徒も含まれています。

(2) アンケート調査結果の主なもの

① 本を読むことについて



＊端数の関係で合計が100にならない場合があります。

「あなたは、本を読むのが好きですか」に対する回答において、「好き」「どちらかといえば好き」の割合は、4歳児が9割を超えて最も高く、次いで小学2年生が8割超、小学6年生が7割超となっています。園所や学校、市立図書館、読み聞かせボランティア等の継続した取組の成果であると考えます。

中学校では読書離れの傾向が見られますが、高校では「好き」「どちらかといえば好き」の割合が7割超となっています。特に中学校において、魅力ある学校図書館づくりや読書のきっかけとなる司書や教師からの働きかけ、読書活動の中心となる学校図書館の活用が今後の課題です。

5年前と比べると、4歳児、小学生、中学生で「好き」の割合が減り、「嫌い」の割合が増えています。コロナ禍により、園所や学校、市立図書館による読書活動や読書指導が十分にできなかったことや、学校における一人一台タブレット端末の整備が大きく進んだことも、一つの要因ではないかと考えます。今後さらに、読書への啓発が大切であると考えます。

②1 か月に読む本の量について

(%)

	0冊	1冊	2冊	3冊	4冊	5～10冊	11冊以上
4歳児							
小2	9	17	12	10	12	13	27
小6	13	17.4	12	11.3	10.1	16.5	19.7
中2	23.9	27.7	18.2	8.4	5.6	8.3	7.8
高2	32.3	27.8	15.1	5.8	4.9	7.7	6.4

「あなたは1 か月に何冊読みますか」に対する回答において、1 か月に11冊以上読む児童生徒の数は、小2、小6、中2、高2と年齢が上がるにつれて減少し、逆に不読率は年齢が上がるにつれて増加しています。不読を除いたデータからは、各学年ともに月1冊本を読む児童生徒の割合が高いことがわかります。そして、小学生の読書量には大きな偏りが見られませんが、中高生になると1、2冊に偏りがみられます。

<5年間の推移>

小学2年生

(%)

<1 か月>	2018年	2023年
0冊	5.7	9
1冊	13.3	17
2冊	13.2	12
3冊	8.1	10
4～10冊	22.0	25
11冊以上	36.0	27
無回答	1.7	0

小学6年生

(%)

<1 か月>	2018年	2023年
0冊	7.7	13
1冊	10.6	17.4
2冊	13.8	12
3冊	14.3	11.3
4～10冊	30.5	26.6
11冊以上	21.6	19.7
無回答	1.5	0

中学2年生

(%)

<1 か月>	2018年	2023年
0冊	15.2	23.9
1冊	29.2	27.7
2冊	22	18.2
3冊	14.8	8.4
4～10冊	12.5	13.9
11冊以上	5.6	7.8
無回答	0.7	0

高校2年生

(%)

<1 か月>	2018年	2023年
0冊	25.0	32.3
1冊	38.8	27.8
2冊	15.8	15.1
3冊	8.3	5.8
4～10冊	5.5	12.6
11冊以上	3.5	6.4
無回答	2.1	0

5年間推移をみると、どの学年も不読率が上昇しています。また、5年間推移でみると、中高生で4冊以上読んでいる生徒の数は増加しており、特に高校生に大幅な増加が見られます。（アンケート調査では、読書の対象を、紙も電子も両方の書籍を含んでいます。）

これらの結果から、年齢が上がるにつれての不読率の増加については、家庭生活の変化が大きな要因と考えられます。5年間推移にも関連して、家での過ごし方に読書よりもスマートフォンやパソコン、テレビの視聴に費やす時間が増えているのではないのでしょうか。

月1冊本を読む児童生徒が多いのは、学校での朝読書等の取組の成果だと考えられます。しかし、中高生に1、2冊が多い理由と、中高生の読書の内容については、状況を詳しく分析する必要があると考えます。電子書籍がどのくらい浸透しているのか、読書にコミック雑誌はどのくらい含まれているのか等の実態把握が必要です。

③1日の読書時間について

(%)

	4歳児	小2	小6	中2	高2
10分		46	40.8	47.4	34.3
20分		21	21.9	20	21.5
30分		16	22.6	20.9	25.8
1時以上		17	14.8	11.7	18.4

「あなたは学校以外で、1日にどのくらいの時間本を読みますか」の設問は、「1か月に何冊読みますか」に対する回答において、「学校以外で本を読む」と回答した児童生徒が、この設問に回答しています。（※「0冊」と回答した子はこの設問には回答していません。）

<5年間の推移>

小学2年生			(%)	小学6年生			(%)	中学2年生			(%)	高校2年生			(%)
	2018年	2023年			2018年	2023年			2018年	2023年			2018年	2023年	
10分	34.6	46		10分	28.8	40.8		10分	23.1	47.4		10分	10.8	34.3	
20分	20.5	21		20分	21.8	21.9		20分	17.2	20		20分	8.9	21.5	
30分	17.8	16		30分	16.3	22.6		30分	12.7	20.9		30分	12.9	25.8	
1時間以上	12.8	17		1時間以上	9.0	14.8		1時間以上	7.9	11.7		1時間以上	9.2	18.4	
無	14.2	0		無	24.1	0		無	39.1	0		無	58.2	0	

「あなたは学校以外で1日にどのくらいの時間本を読みますか」に対する回答において、「30分」と回答した割合は、小2と小6、中2と高2を比較すると、学年が上がるにつれて数値は上がっています。

2018年から2023年の5年間の推移でみると、小2「30分」の割合は減少していますが、小6、中2、高2の学年において増えています。

また、「30分」と「1時間以上」の回答を合計した割合でみると、小6で12.1%、中2で12%、高2で22.1%と一気に増加しています。

この調査項目から、発達段階に応じた図書が学校図書館にどの程度そろっているかが、子どもの読書状況に大きく影響していると考えられます。多様な児童生徒の視点に立った蔵書状況であるかを各校が見直し、学校全体で必要な図書の購入を検討することが必要です。

また、1日の子どもの読書時間数を増やしていくには、低学年から読書への関心を高める取組を進めることが大切だと考えます。子ども読書の推進に向けた教職員や学校司書、ボランティア等の研修会を積極的に開催することが必要です。

本を読まない子どもの理由について

	0冊	理由(上位3つ)		
4歳児	13.1%	テレビ・DVD・スマートフォンを見るから48.6%	本を読んであげる時間がないから40.5%	子どもが本に興味を示さないから35.1%
小2	9%	テレビ・DVD・スマートフォンを見るから43%	読みたい本がないから40%	本を読むのが嫌いだから37%
小6	13%	テレビ・DVD・スマートフォンを見るから43%	本を読むのが嫌いだから42%	読みたい本がないから39%
中2	23.9%	テレビ・DVD・スマートフォンを見るから45.8%	読みたい本がないから44.8%	本を読むのが嫌いだから40.4%
高2	32.3%	テレビ・DVD・スマートフォンを見るから47.8%	読みたい本がないから41%	本を読むのが嫌いだから30.5%

「本を読まない子どもの理由」において、「テレビ・DVD・スマートフォン」が上位にあげられています。小中学校でのタブレット端末の普及もあり、子どものメディア機器の活用能力が高まり、それを活用して楽しむことに時間の多くが使われている生活の様子が表れています。

「読みたい本がない」「読むのが嫌い」という理由も多くありますが、これらは生活環境の中に、本を読んでもらう、共に本を読んで楽しむ(楽しさの共有)、そして好きな本を選ぶなどの体験をしてこなかったことが要因ではないかと考えられます。

4歳児においては、保護者が「本を読んであげる時間がない」を理由の第2位にあげている点については、働く保護者が多くなり、保護者自身も疲れていて心の余裕がなくなっているのではと思われます。4歳児や5歳児に読む本は、5分ほどで読めるものがたくさんありますが、現実はこの5分間をつくるのが難しいようです。

子どもたちに、本の魅力を伝えていくためには、家庭での取組だけでなく、子どもたちが経験するあらゆる場面や場所を活用していくことが必要だと考えられます。

④家族の読書について

(%)

	読まない	あまり読まない	時々読む	よく読む	時々読む +よく読む
4 歳児	13.1	31.9	37.1	17.9	55
小 2	20	19	29	32	61
小 6	14.2	25.8	30	30	60
中 2	16	24.3	32	27.7	59.7
高 2	15.4	27.9	31.3	25.4	56.7

「あなたの家族は、本や新聞を読みますか」に対する回答において、「時々読む」と「よく読む」と回答した割合は、どの年代においても同じような傾向があり、55～61%の約6割です。

<5 年間の推移>

(%)

4歳児 (%) (%)

	2018 年	2023 年
よく読む	27.7	17.9
ときどき読む	40.8	37.1
あまり読まない	20.6	31.9
読まない	10.7	13.1
無回答	0.1	0

小学6年生 (%) (%)

	2018 年	2023 年
よく読む	45.6	30
ときどき読む	35.1	30
あまり読まない	11.5	25.8
読まない	7.1	14.2
無回答	0.6	0

小学2年生 (%)

	2018年	2023 年
よく読む	36.2	32
ときどき読む	32.4	29
あまり読まない	14.2	19
読まない	15.8	20
無回答	1.4	0

中学2年生 (%) (%)

	2018 年	2023 年
よく読む	43.7	27.7
ときどき読む	31.4	32
あまり読まない	13.9	24.3
読まない	10.4	16
無回答	0.5	0

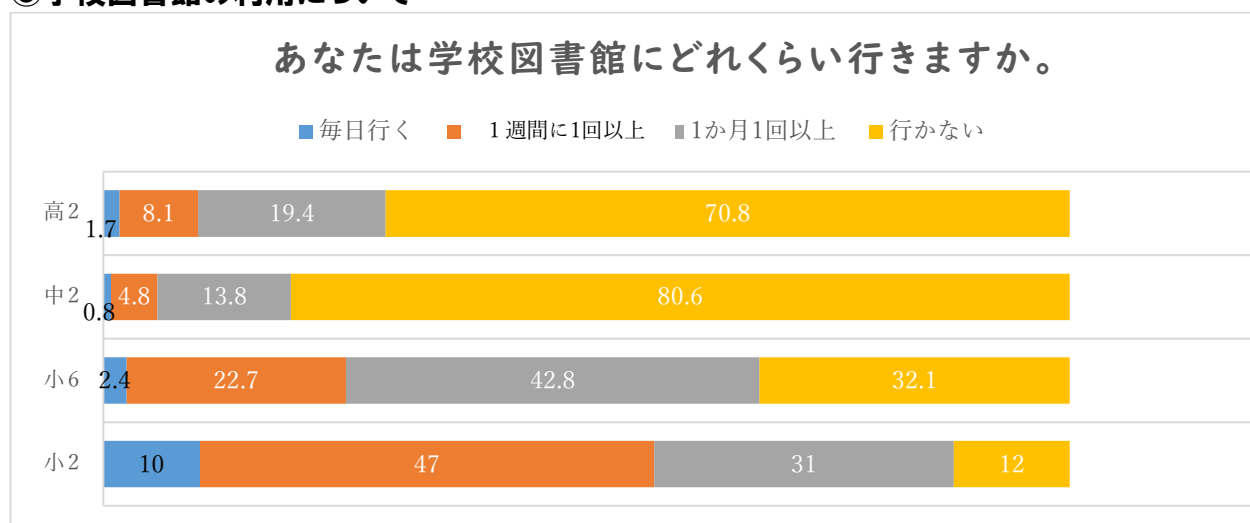
高校2年生 (%) (%)

	2018 年	2023 年
よく読む	19.2	25.4
ときどき読む	25	31.3
あまり読まない	26.5	27.9
読まない	29.3	15.4
無回答	0	0

5年前に比べると、4歳から中学2年生の結果からは、「家族の読書」は減少していることがわかります。反対に、高校2年生の「家族の読書」は増加しています。高2では、質問項目①の「本を読むのが好き」も増加しています。

このことから、身近に読書習慣を身につけたモデルがいることが、子どもの読書意欲にプラスの影響を与えていると推測できますが、このアンケート調査対象の高校2年生は、近江八幡市外から通う生徒も回答対象者のため、本市在住の高校生の読書の実態として捉えることは難しいと考えます。

⑤学校図書館の利用について



(%)

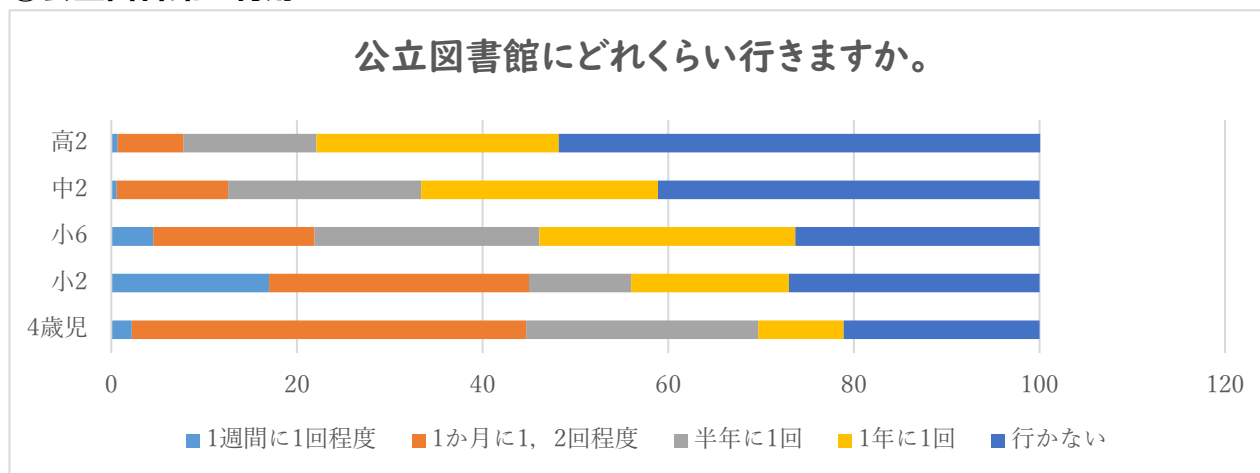
	4歳児	小2	小6	中2	高2
毎日行く		10	2.4	0.8	1.7
1週間に1回以上		47	22.7	4.8	8.1
1か月1回以上		31	42.8	13.8	19.4
行かない		12	32.1	80.6	70.8

「あなたは学校図書館にどれくらい行きますか。」に対する回答において、小6は約3割、中2は約8割、高2は約7割の子どもが、「行かない」と回答しました。

学校図書室に行く時間が取れなかったり、教室から遠く行きにくかったりという理由や、読みたい本がない、学校図書館に魅力を感じていないという理由があがっています。

子どもたちの思いをしっかりと受け止め、子どもたちにとって魅力ある学校図書館にするための整備や運営、活用に努めることが大切です。

⑥公立図書館の利用について



(%)

	4 歳児	小 2	小 6	中 2	高 2
1 週間に 1 回程度	2.2	17	4.5	0.6	0.7
1 か月に 1, 2 回程度	42.5	28	17.4	12	7.1
半年に 1 回	25	11	24.2	20.8	14.3
1 年に 1 回	9.2	17	27.6	25.5	26.1
行かない	21.1	27	26.3	41.1	51.9

「あなたは公立図書館にどれくらい行きますか」に対する回答において、最も高い割合は、4歳児と小2の「1か月に1,2回程度」でした。また小6、中2、高2の最も高い割合の回答は、「行かない」となっています。

2番目に高い割合の回答を見ると、4歳児と小2は「行かない」の回答、小6、中2、高2は「年に1回」となっています。

4歳児と小2の回答に注目すると、来館方法から考えると小さい子どもの場合は、公立図書館へは、保護者や身近な大人が子どもを連れて行くという場合がほとんどだと考えられます。4歳児と小2の最も多い回答のように、「1か月に1,2回程度」と回答した子どもは、読書に関心が高い大人に連れて行ってもらっているのではないのでしょうか。この「1か月に1,2回公立図書館へ行っている」の次に割合が高いのが、「行かない」であることから、保護者や身近な大人の読書に対する関心度には、二極化がみられることがわかります。

読書啓発を行う対象として、子どもだけでなく、保護者や子どもにかかわる大人への働きかけが必要です。子ども対象に読書啓発を行うのと同時に、保護者向け・大人向けの読書啓発を行い、関心が高まれば、子どもの読書状況にプラスの影響をもたらすのではないかと考えます。

⑦何をきっかけに本を読むかについて

	理由（上位7つ）						
4歳児	書店で見つけたから 51.1%	市立図書館で見つけたから48%	インターネットで知ったから30.9%	前に読んでもらったことがある本28.4%	園所の絵本コーナーで見つけた本21.1%	家族にすすめられた本14.7%	新聞や広告で知った本7.8%
小2	学校の図書館で見つけたから20%	気になること・調べたいことがあるから18%	映画・ドラマ・アニメの原作だから15%	本屋で見つけたから12%	市立図書館で見つけたから10%	友だちや先生に紹介されたから8%	家族に紹介されたから7%
小6	映画・ドラマ・アニメの原作だから48.1%	学校の図書館で見つけたから37.6%	本屋で見つけたから36.1%	興味関心のあることを調べたいから34.6%	市立図書館で見つけたから23.6%	友だちや先生に紹介されたから16.2%	家族に紹介されたから15.1%
中2	映画・ドラマ・アニメの原作だから60.1%	本屋で見つけたから49.7%	興味関心のあることを調べたいから28.8%	SNSで紹介されていたから26.3%	友だちや先生に紹介されたから20・8%	市立図書館で見つけたから17.6%	学校の図書館で見つけたから16.7%
高2	映画・ドラマ・アニメの原作だから61.2%	本屋で見つけたから42.6%	SNSで紹介されていたから31.6%	興味関心のあることを調べたいから30.7%	友だちや先生に紹介されたから25・9%	テレビで紹介していたから13.8%	学校の図書館で見つけたから12.8%

「何をきっかけに本を読みますか」に対する回答において、割合が高いのが、4歳児と小2は、「書店や図書館」、小6・中2・高2は、「映画・ドラマ・アニメの原作で気になったものを読む」です。小2と小6は、「学校図書館」の割合が高いですが、中2と高2では低い結果となっています。また、SNS 情報過多時代であっても、「書店で見つけた」が、どの年齢も根強く高い割合です。

4歳児と小2は、「書店や図書館」での数値が高いことから、「その場で本を決める出会い」もあると考えられますが、小6～高2は、「映画・ドラマ・アニメの原作で気になったものを読む」という、最初から自分で決定している、「思い入れの強い出会い」であると読み取れます。小6以上の年齢になると、自分の好みの物語や、本に対する各自の関心度がある程度、固まってくることもあり、本以外の娯楽も多種多様に楽しめることで、映像化されたものに触れることも多いことから、そこから原作本を読みたいと考えた子どもが多いのではないかと推測できます。

また、情報源が SNS という割合も高いことから、きっかけとしての割合が高い「①映像化されたものの原作」「②SNS で紹介されたもの等」の情報を柔軟に取り入れ、学校や市立図書館等の蔵書や展示に反映すると効果的ではないかと思われます。

中2と高2で「学校図書館や市立図書館」の割合が低いので、図書館が子どもたちにとって身近な存在になることが課題です。4歳、小2、小6に「市立図書館」があがってくるのは、保護者の方が図書館に通う習慣があるかどうか、大きく影響していると思われます。はっちこぶっく号などの市立図書館の取組を、中高校生が有効活用することも、市立図書館との距離を近づけるきっかけになるのではないかと考えます。

「書店で見つけた」が、どの年齢も根強く割合が高いので、市立図書館には行かないけれど、本を買って読む子どもは多いのではないかと推測できます。市立図書館は目的がないと行かないけれど、書店はついでに寄るという気軽さがあります。市立図書館に立地的な立ち寄りやすさを求めることは難しいですが、学校図書館や市立図書館に気軽に立ち寄れる環境デザインやイベントの工夫が、子どもたちにとって学校図書館や市立図書館の魅力につながるのではないのでしょうか。

中学生と高校生は、多忙であったり、本自体に興味がなかったりする子どもも多いと考えますが、働きかけがあれば、読書に興味を持つ子どもも少なからずいると考えます。「SNSでの紹介」「友だちや先生からの紹介」のような具体的な本の紹介を、動画やブックトーク等の手法ですることも、読書意欲向上に効果的だと考えます。



第3章 第3次計画の基本的な考え方について

本市では、これまで、第1次計画において、「読書環境の充実」「子どもの読書活動に関わる人材の育成」「家庭・校・園所、図書館、地域が相互に連携協力した取組」を基本方針とし、取組を進めてきました。

第2次計画では、令和3年度から「絵本に囲まれて育つ子ども推進事業」や令和4年度から「はちっこぶっく号」「はちっこぶっく号ミニ」の移動図書館サービス事業、そして市立図書館の古本リサイクルなど、乳幼児期から、日々の生活の中で絵本や本に触れる機会や習慣をつくること、本を通じたつながりを大切にすることで、その後の人生において、読書活動で得たものが生かされることを目指して取組を進めてきました。

第3次計画からは、これまでの計画の内容を、より拡充発展させ、置かれた環境にかかわらず、すべての子どもが、読書を楽しみながら親しむことができるよう、行政もボランティアも、公・民間問わず子ども読書にかかわる大人が、子ども一人ひとりの読書活動を総合的に推進するとともに、子ども一人ひとりの読書意欲に合わせた伴走型の支援によって、本市ならではの子ども読書活動推進を目指していくこととします。

また、この取組における基本方針を下記のように定め、次のような「めざす姿」を掲げます。

1.めざす姿

全ての子どもが、年代層ごとに周りの人々の伴走によって、本に親しみながら楽しみ、心豊かな人生を送ることができる。

2. 基本目標

「子どもが本に親しみ楽しむ、豊かな読書活動ができる環境づくり」

「**早寝・早起き・あさ・し・ど・う**」のスローガンのもと、子どもが読書に親しみ楽しむために、子どもに関わる全ての大人が読書のきっかけづくりを行い、子どもの心に寄り添いながら、子どもの心を育む読書環境を目指します。

3. 基本方針

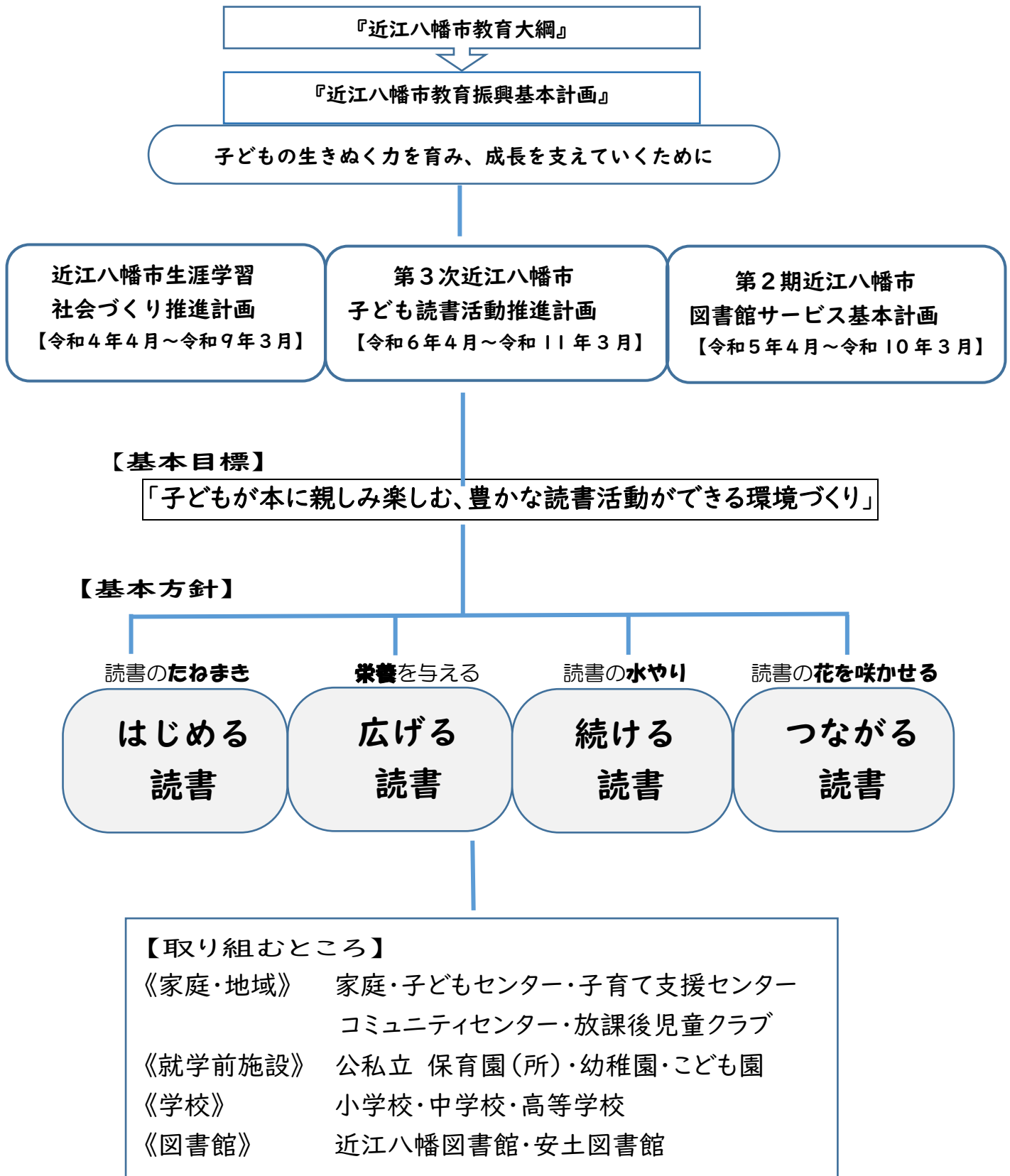
この推進計画でめざす子どもの姿を達成するため、周りの人々が伴走する姿を「大切にしたい4つの読書活動」として示し、家庭、地域、校・園所等において、日常的に読書活動に取り組んでいけるようにします。

- (1) **はじめる読書** … 読書のたねまきのタイミングを大切にする
- (2) **広げる読書** … 育ちはじめた読書の芽に1人1人に応じた栄養を与えていく
- (3) **続ける読書** … 読書の芽の生長に合わせた水やりを丁寧に進めていく
- (4) **つながる読書** … 1人ひとりに応じた読書の花を咲かせる

4. 計画を推進する期間

令和6年(2024年)4月1日～令和11年(2028年)3月31日

5. 計画の体系



第4章 計画推進のための方策

(1) はじめる読書 … 読書のたねまきのタイミングを大切にする

テストの点数や偏差値・IQ（知能指数）で表すことができるものは「認知能力」と言われます。これに対して、好奇心やがんばる力、コミュニケーション能力、誠実さなど、数値で測ることのできない人間的な力が「非認知能力」と言われています。

この非認知能力を育むために一番大切な時期は乳幼児期と言われており、乳幼児期に多くの絵本に出会い、親しみ楽しみながら、読書習慣を身につけることが、その後の生きぬく力を育む上で重要だと考えます。しかしながら、子どもの読書意欲につながるきっかけは様々であり、発達段階に応じた読書へのきっかけ作りが大切です。きっかけをタイミングよく提供することにより、子どもの読書活動の意欲につながると考えます。「読書のたねまき」の時期（タイミング）は、幼少期からの読書習慣の継続した積み重ねだけを重視したものでなく、子ども一人ひとりの人生において、いつであってもいい、すなわち「いつはじめてもいい読書」という視点を意識しておく必要があります。

【家庭地域】

・4月23日子ども読書の日、11月市民読書月間の取組、各種研修会や子育てサロン等のイベントとのタイアップ

啓発実施に向けた取組をする上で、子育てサロン等イベントの機会を利用し、本の紹介や読書啓発のイベントを企画する。

【園所】

・継続した読み聞かせの実施

1 日の生活の中に、「子どもに絵本を読む時間」「子どもが絵本を手にとる時間」の設定をする。

・家庭への絵本貸し出し

読み聞かせの継続的な実施、啓発を行う。

・読書環境の整備

絵本に手軽に手が届く環境を園所内に整備する。

・ボランティアとの確かなつながり

環境整備・読み聞かせボランティアなど、園所はボランティアとの打ち合わせを通して、選書や実施方法について検討する。

【学校】

・読書活動への誘い

・年度当初の子どもおよび教員向けのオリエンテーションを実施する。

（レファレンスや調べ学習の紹介等）

・図書館の利便性だけでなく、読書の楽しみも伝えられるよう、オリエンテーションの内容を充実させる。

・教員に対して、学校図書館館長としての校長の読書活動のビジョンの周知

・「国語科で」から「すべての教科で」の共通認識をもつ。（学校図書館に対する意識の改革）

・全職員が学校図書館の3つの機能を理解し共有する。（読書センター、学習センター、情報センター）

・学校ごとに校長を図書館長とした「校内図書館教育部会」を設置し年間計画を作成する。学校図書館長は、定期的に会議を開き、よりよい活動が継続するようすすめる。具体的には、4月23日子ども読書の日や読書週間おける取組等においても見通しを持つ。

- ・ **ボランティアとの確かなつながり**

読書・読み聞かせボランティアなど、多くのボランティアを募っているが、それらの活動も年間計画に入れる。学校が主体的にどのように、何をしてほしいかを伝えていながら、また、どのような本を読んだ等、内容の検討も行うことで、ボランティアとのつながりを深める。

- ・ **古い図書の利活用**

学校図書館で除籍された図書の利活用を検討する。

- ・ **学級文庫の充実**

学校図書館や市立図書館の団体貸出活用や、担任が読み終えた本や譲り受けた本などを使って、各学級に学級文庫を設置し、いつでも本に手が届く環境をつくる。

【市立図書館】

- ・ **ブックスタート（４ヶ月時親子）**

親子で絵本を読む楽しさを伝え、ファーストブックを一冊手渡す。

- ・ **図書館見学とおはなし会の実施**

図書館の役割や利用の仕方を知る機会を設ける。就学前施設・小学校等からの依頼を受けて、出張おはなし会を行うことや、園児児童らが来館してのおはなし会を通して、本に親しむ機会を作る。

- ・ **移動図書館サービス**

図書館から遠く来館が困難な市民に対して、読書の機会を保障するため、市内コミュニティセンターや図書館から遠い公私立の校園所、商業施設において貸し出しサービスを行う。

- ・ **児童書図書リサイクル**

市立図書館の本を、年１回市内校園所に向けて、リサイクルを行う。図書館で不要となった図書を校園所・センター等で再利用のための情報提供を行う。

（２）広げる読書 … 育ちはじめた読書の芽に栄養を与えていく

育ち始めた読書の芽（読書意欲）が、いろいろな育ち方ができるよう、周りの大人が幅を広げるきっかけをタイミングよく与えることが大切です。一人ひとりの読書スタイルを身につけられるよう、きっかけづくりの工夫が必要です。

【家庭地域】

- ・ **体験活動から読書活動への誘い**

中央公民館講座や子ども体験活動の場で、活動内容に関連した本を紹介するコーナーを設けることで読書の幅を広げる。

- ・ **あらゆる機会を生かした読書への誘い**

子どもたちが利用する放課後等児童クラブや放課後子ども教室（寺子屋プラス）等での読書活動の機会を設ける工夫をする。

- ・ **読書啓発**

リーフレットやポスターを配布し、読書の幅を広げる工夫を図る。おすすめ本リストを作成し、家庭や地域で活用する。

【園所】

- ・ **おすすめの絵本の配置**

子どもたちが「絵本」を通して、多様な世界を疑似体験できるよう、近江八幡市おすすめの絵本を参考にして、身近な様々なジャンルの絵本を選んで配置する。

- ・ **おはなしの世界の共有**

絵本の世界を共有するため、感動を伝え合ったり、劇遊びなどでおはなしの世界を演じたりして、友だちと一緒にやる経験を積み重ねる。

- ・ **園や市立図書館でのおはなし会の実施**

子どもたちに、市立図書館やボランティアによるストーリーテリングやおはなしを楽しむ機会を設ける。

【学校】

- ・ **校内連携の充実**

- ・ 司書教諭や図書館教育担当者と学校司書の担当者が、それぞれの役割を理解しながら協働を強化して、子どものニーズに応じた図書を整備する。
- ・ 学校司書と教員の定期的な交流の場をもつ。

- ・ **学校図書館の運営の活性化**

子どもがより多くの魅力的な本とめぐり会うことができるよう、最も身近な読書施設である学校図書館の蔵書の積極的な入れ替えを推進する。

- ・ **図書システムの活用**

学習等で、一人一台タブレット端末を使った公立図書館の蔵書検索を活用する。

- ・ **並行読書の実施**

学習や行事と関連した並行読書を実施する。

- ・ **教員や司書による本紹介**

読書意欲を感化させられるよう広報や授業にて、積極的に本紹介を行う。

- ・ **関係機関が本を介して連携した取組の実施**

POPコンクール、本で調べるコンクール、ビブリオバトル等、子どもの読書の関心分野を広める取組を行う。

- ・ **本以外の資料も活用**

本以外の新聞や雑誌等各種資料の存在を知り、積極的に活用する機会を設ける。

- ・ **市立図書館との連携の強化**

「図書の準備」を中心に考えるだけでなく、準備されたもので「どういった成果が生まれたか」「次回はこんなことを考えている」といったことも含め、市立図書館と交流する。図書活用のプロセスが市立図書館に伝わることで、それが一つのヒントになって次の学校への新たな選書につながる。

- ・ **市立図書館事業への参加**

市立図書館事業に応募することを通して、目的意識をもった読書の輪を広げる。

【市立図書館】

- ・ **企画行事**

子どもと本をつなぐ原画展・ワークショップ・講演会等、企画行事を行う。コーナー展示の充実と、子どもの意欲を高める空間づくりを行う。

- ・ **遠隔地の読書支援**

市立図書館から遠く、来館しにくい地域の施設に出向き支援を行う。

- ・ **ボランティア団体と連携した読書普及活動**

ボランティア団体と連携して、子どもたちにおはなしの楽しさを伝えていく。

(3) 続ける読書 … 読書の芽の生長に合わせた水やりを丁寧に進めていく

「読書のたね」(きっかけづくり)から、芽を出し(読書意欲)、育ち続けられるよう、まわりの大人が伴走型支援に努めるとともに、子どもの読書意欲が継続できるような環境整備に努めることが大切です。

【家庭地域】

・コミュニティセンターや子育て支援センター等の子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもに読書に親しむ機会を提供し、子どもの読書への興味・関心を高めるため、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやおはなし会等を行う。また子どもが気軽に読書を楽しむことのできる場を設ける。

【園所】

・読み聞かせの実施

- ・子どもが主体的に絵本に親しめるよう、子どもの興味関心に応じた絵本を整備するとともに、子どもが落ち着いてじっくりと絵本を見ることのできる読書スペースを設置するなどの環境づくりに努める。
- ・読み聞かせの際には、子どもたちが次の読み聞かせを楽しみにできるよう、シリーズ本や関連本の活用や読み方の工夫をする。

【学校】

・朝読書の継続的な取組

- ・「みんなでやる」「毎日やる」「好きな本でよい」「ただ読むだけ」をキーワードに取組を行う。
- ・読書を通して友だちと深め合える取組を行う。

・読書経験をつなぐ工夫

- ・乳幼児期の読み聞かせ経験となめらかにつなぐために、特に小学校低学年での読み聞かせの機会を大切にする。
- ・低学年は朝読書と読み聞かせ、中高学年は授業での読書と読み聞かせを実施する。中学生にも、読み聞かせの実施、一人読みの充実、読書経験の共有を図る。

・読書活動を取り入れた授業づくり

- ・発達段階に合わせて、図書、新聞、雑誌、資料等を活用した授業づくりを行う。

・図書委員会活動の充実

- ・学校図書館への来館促進につながるよう、子どもによる本紹介や図書館イベントの開催など、図書委員会活動に力を入れる。また、給食時の校内放送を図書委員会で企画運営し、「先生のおすすめ本の紹介」など、読書案内を行う。
- ・夏休みの課題やイベントの実施を工夫し、目的意識を持った読書を促す。

【市立図書館】

・団体貸出

学級文庫、調べ学習、並行読書等の要望に応じて団体への貸出を行う。

・「おすすめセット」を配本

就学前施設での活用を推進する。

・デジタルアーカイブ

ふるさと学習等での活用を推進する。

・蔵書の充実

多言語資料や読書バリアフリー資料の収集に努め、だれでもが手軽に本に親しむことができるよう蔵書整備に努める。

・移動図書館の巡回

移動図書館車を利用して、一人ひとりに本を届けられるようあらゆる機会を利用して、読書の普及に努める。

(4) つながる読書 … 1人ひとりに応じた読書の花を咲かせる

たね(きっかけ)から育った芽(読書意欲)が、周りの大人の様々な支援により、力強く根を張り、太い幹で多種多様な葉(興味関心の分野)を広げて、一人ひとりに応じた読書の花を咲きほこらせることをめざします。読書を通じて、自分の視野を広げ、自己成長や洞察を得ることで、自分自身の成長や学びにつながります。

【家庭地域】

・地域の人との出会いを「本」を介して創り出す

子ども食堂や放課後子ども教室・放課後児童クラブ等で、本を介した人と人が繋がる機会を設ける。

【園所】

・共通の読書経験を積み上げる

- ・友だちや先生と一緒に絵本を見たり、みんなで一緒に絵本を読んだりする共通の読書経験の時間を設ける。
- ・絵本との出会いを通して、あそびの広がりや深まりを目指す。

・絵本を読んでもらう機会の設定

先生や保護者、ボランティアの方など、様々な人に、個に応じた絵本を読んでもらう機会をもつ。

【学校】

・魅力ある学校図書館づくり

子どもがより多くの魅力的な本とめぐり会うことができるよう、最も身近な読書施設である学校図書館の資料整備を行う。そして、司書教諭や図書館教育担当者と学校司書が、役割を理解して協働できるよう学校図書館の運営の活性化を図る。

・学校司書、市立図書館司書、図書ボランティア等との連携

各校の図書館教育計画に基づき、それぞれの役割を明確にしながら、読書活動推進につながる活動(読み聞かせ・季節のイベント・図書館展示など)を行う。

・本でつながる諸活動の充実

授業で学んだことや委員会活動を通して、子ども同士が本を通じたつながりがもてるような活動を充実させる。

・「子どもの意見」を取り入れた蔵書の整備

子どもたちが興味のある本等、子どもの声を取り入れ、子どもたちにとって魅力ある学校図書館をつくる。

・生き方を学ぶ

憧れや出会いたい人から、読書を通して生き方を学ぶ。

・地域に子どもが発信する読書活動

子どもたちが地域の人と一緒に読書の世界を楽しんだり、地域の施設に読み聞かせに出向いたりして、本を介した人と人とのつながりの場を設ける。(福祉的な委員会活動の場等も活用)

・居場所としての学校図書館

一人ひとりの子どもにとって、本にふれることで、「心のよりどころ」になるような読書環境づくりを目指す。「本に触れるだけでもいい」「気軽に本を手にとっていい」「図書館へ遊びにおいて」を発信

する。

- ・ **特別な支援を要する子どもの読書活動の充実**

障がいの程度や発達段階に応じ、一人ひとりの興味・関心を喚起できるように、読み聞かせ等に取り組み、学習の場や日常生活で本に触れる機会を多く設定するように努める。

- ・ **市立図書館と連携した読書機会**

障がいのある子どもや、日本語を母語としない子ども等の読書支援をするために、市立図書館の幅広い蔵書と図書情報を各校の支援に生かす。

- ・ **図書委員会の交流**

市内各中学校の図書委員長を集め、委員会の活動実践について交流を図るとともに研修会を行う。

【市立図書館】

- ・ **居場所としての図書館**

さまざまな資料やイベントを通して、人と本をつなぐ。そして、子どもや保護者にとって立ち寄りやすく居心地のよい場所（居場所）とすることで来館を促し、個に応じた読書活動につながるよう働きかける。

- ・ **読書機会の提供**

多様なニーズに応じた読書支援をするため、市立図書館の資料やサービスの充実に努める。あわせて、市立図書館にある資料やサービスについて、各関連団体等に周知し、活用を促す。具体的には、読書することが困難な子どもに対し、市立図書館の点字図書、デージー図書（※3）、さわる絵本や外国語図書、「サピエ図書館」（※4）を利用した資料提供などを行い、一人ひとりに応じた幅広い読書機会を作るよう努める。



デージー図書と再生機械

※3 デイジー図書

Digital Accessible Information System の略。誰もが使えるアクセシブルなデジタル資料。

国際標準規格となっており、1枚のCDに50時間程度の録音が可能。章・節・項等への頭出しや、ジャンプができる等の特徴がある。

※4 サピエ図書館

視覚障がい等により、活字図書の利用が困難な方を対象に、インターネットによる点字図書や録音図書等のデータをはじめ、暮らしに役立つ身近な情報を提供しているネットワーク。

第5章 計画の実現に向けて

1. 推進体制

(1) 近江八幡市子ども読書活動推進計画策定委員会の設置

子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、子どもの読書活動に関する施策の推進を図るため、近江八幡市子ども読書活動推進計画策定委員会を設置します。近江八幡市子ども読書活動推進計画策定委員会は、計画を策定し、進捗管理を行うなどを主な役割とします。

(2) 進捗管理

計画の期間は、令和6（2024）年度から5か年とし、近江八幡市子ども読書活動推進計画策定委員会において年1回の点検と評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

これらの結果は、公表します。

2. 指標の設定

子ども読書活動の推進状況を概観できる指標を使い、以下のとおり数値目標および取組スケジュールを設定します。ただし、私立学校は除きます。

*第3次策定の準備が2023年度のため、現状として挙げている指数は2022年度のものになります。

第2次計画指標との関連	指標名		現状実績	第2次目標	第3次目標					推進機関	
			2022年	2023年	2024	2025	2026	2027	2028		
継続	①学校司書の配置	小・中学校	50%	50%						100%	学校教育課
継続	②1ヶ月に1冊以上本を読んだ子どもの割合	小学校	93.5%	100%						100%	学校教育課
		中学校	90.5%	90%						95%	学校教育課
		高等学校	57.6%	80%						80%	高等学校
継続	③家で10分以上の読書を継続している子どもの割合 *電子書籍を含む	園・所	—	—						100%	生涯学習課
		小学校	小4 36% 小5 32.6%	90%						90%	
		中学校	中1 18.7% 中2 17.4%	70%						70%	
		高等学校	—	55%						55%	
継続	④就学前施設での1人当たり年間貸出し冊数	園・所 (公私立)	13.2冊	25冊						25冊	幼児課
継続	⑤学校図書館での1人当たり年間貸出数	小学校 (公立)	9.7冊 (4~12月)	24冊						24冊	学校教育課
		中学校 (公私立)	1冊	6冊						6冊	学校教育課
継続	⑥図書館での児童書の1人当たり年間貸出冊数	市立図書館	15冊	17冊						17冊	市立図書館

継続	⑦図書館と連携を実施している校園所数(私立学校、民間施設を含む)	園・所(公私立)	72%	100%					100%	幼児課
		小学校(公立)	100%	100%					100%	学校教育課
		中学校(公私立)	100%	100%					100%	学校教育課
		高等学校	—	100%					100%	高等学校
継続	⑧読書活動に関わる研修会の実施や参加	園・所(公私立)	96%	100%					100%	幼児課
		小学校(公立)	40%	100%					100%	学校教育課
		中学校(公立)	40%	100%					100%	学校教育課
		高等学校(公立)	—	100%					100%	高等学校
新規	⑨生涯学習課事業を活用した読書啓発の回数 (例)【子育てサロン】 【中央公民館講座】	生涯学習課			4回	4回	5回	7回	7回	生涯学習課
新規	⑩読書啓発活動の実施 ☐ 子ども読書活動推進研修 ☐ 通信やポスター等発行 ☐ 本紹介コーナーの設置 ☐ 本貸し出し ☐ その他の啓発取組	市立図書館			1回以上の取組				1回	市立図書館
		学校教育課			1回以上の取組				1回	学校教育課
		幼児課			1回以上の取組				1回	幼児課
		生涯学習課			1回以上の取組				1回	生涯学習課
		子育て支援課			1回以上の取組				1回	子育て支援課
新規	⑪読書活動充実にに向けた取組回数 ☐ 校園所内読書週間の取組 (4月23日子ども読書の日や11月市民読書月間の取組等) ☐ 子どもの意見を取り入れた選書	園・所			1つ以上	2つ以上	3つ以上	4つ	4つ	幼児課
		小学校			1つ以上	2つ以上	3つ以上	4つ	4つ	学校教育課
		中学校			1つ以上	2つ以上	3つ以上	4つ	4つ	学校教育課
		高等学校			1つ以上	2つ以上	3つ以上	4つ	4つ	高等学校
		市立図書館			1つ以上	2つ以上	3つ以上	4つ	4つ	市立図書館

★グローバル化の進展や技術革新により、情報通信技術(ICT)を利用する時間は増加傾向にあります。今後5年間の子どもを取り巻く読書状況において、電子書籍は、便利さやアクセスの安易さから、ますます普及することが予測できます。国や県の動向を見ても、電子書籍の活用は、紙書籍のよさも大事にしつつ、推進の方向です。電子書籍の活用が進むことは、「紙をめくらなくても読める」、「電子なら読める」といった、すべての子どもへの読書機会を提供する面において大変有効な手段です。しかしながら、紙書籍は、特に就学前の子どもには絵本を通した「めくこと(ふれること)のよさ」や「情緒面の成長」において、何ものにも代えられない魅力があります。したがって、電子書籍と紙書籍の両方のよさを認識した上で、子ども読書推進に取り組む必要があります。

(参考資料)

- ・近江八幡市子ども読書活動推進委員会設置要綱
- ・子ども読書活動の推進に関する法律
- ・文字・活字文化振興法

平成25年5月22日

教委告示第6号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、子どもの読書活動に関する施策の推進を図るため、近江八幡市子ども読書活動推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 子どもの読書活動推進に関すること。
- (2) 子どもの読書活動推進計画の策定、進捗等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 近江八幡市図書館協議会委員
- (2) 子どもの読書活動推進団体関係者
- (3) 教育関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習主管課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初の委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年の翌々年の3月31日までとする。

○子ども読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

この法律は、公布の日から施行とする。

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公

立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

計画策定の経過

開催日等	内容
令和5(2023)年6月19日	第1回近江八幡市子ども読書活動推進委員会 ・委嘱状及び任命書の交付 ・本委員会の趣旨、位置付けなどについて ・自己紹介、委員長及び副委員長の選出について ・「第2次近江八幡市子ども読書活動推進計画」の現状と課題 ・「第3次子ども読書推進計画」策定に向けた概略スケジュール 等
令和5(2023)年9月26日	第2回近江八幡市子ども読書活動推進委員会 ・子どもの読書状況調査の結果報告 （令和5年5月8日～6月9日実施） ・部会別分析【午前の部】中学校、高等学校 【午後の部】就学前、小学校
令和5(2023)年10月24日	第3回近江八幡市子ども読書活動推進委員会 ・【就学前】【小学校】【中学校】【高等学校】部会別分析結果の共有 ・「第2次推進計画」の現状と課題の整理 ・第3次推進計画の基本的な考え方について ・第3次推進計画の指標について
令和5(2023)年11月22日	11月定例教育委員会 ・「第3次子ども読書活動推進計画」策定に向けた経過及び現状報告
令和5(2023)年12月22日	第4回子ども読書活動推進委員会 ・定例教育委員会の意見報告 ・子ども読書活動推進のための具体的取組について
令和6(2024)年 2月8日～2月29日	パブリックコメントの実施
令和6(2024)年3月14日	第5回子ども読書推進委員会 ・パブリックコメントに寄せられた意見について ・「第3次子ども読書活動推進計画」(最終案)について
令和6(2024)年3月21日	3月定例教育委員会 ・「第3次近江八幡市子ども読書活動推進計画」策定

近江八幡市図書館協議会委員

子どもの読書活動推進団体関係者

教育関係者

子ども支援関係者

◎市 島 恵 子(ブックトーク研究会ぶっくあい)

○エ 藤 雅 子(近江八幡市おはなし研究会)

藤 田 靖 子(安土小学校おはなしボランティアによきによき)

益 田 宏 美(安土幼稚園)

善 住 晶 子(老蘇小学校)

熊 木 美 保(岡山小学校)

伊 丹 稔 (八幡東中学校)

三 井 美名子(滋賀県立八幡商業高等学校)

世 古 淳 (近江八幡図書館)

田 中 留 美(子育て支援課)

【関係課】

教育部長

教育総務課長

学校教育課長

生涯学習課長

近江八幡図書館長

幼児課長

子育て支援課

学校教育課

田 村 裕 一

岡 村 祥 子

森 茂 次

富 江 康 子

奥 村 恭 代

畑 明 宏

吉 永 和 人

大 澤 由香士(学校司書)

森 村 現 (学校司書)

森 本 正 子(学校司書)

北 浦 恭 子(学校司書)

小 島 美弥子(学校司書)

事務局

木 村 真由美(学校教育課)

高 木 ひろ子(教育研究所)

温 井 奈美子(生涯学習課)

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236

近江八幡市教育委員会事務局 生涯学習課

Tel 0748-36-5533 FAX 0748-36-5565

E-mail 045000@city.omihachiman.lg.jp